

市町村類型の設定

市町村類型は、総務省自治財政局財務調査課が作成した「類似団体別市町村財政指数表」で示され、国勢調査の結果を基に「人口」と「産業構造」により以下のとおり設定されている。

なお、平成27年度決算より、都市においては第2次・第3次産業人口比率を95%から90%に引き下げ、町村においては第3次産業人口比率の区分を55%から60%に引き上げた新たな区分表としている。

政令指定都市、特別区、中核市、特例市はそれぞれ1類型

都市

		産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次90%未満	
		Ⅲ次 65%以上		Ⅲ次 65%未満		Ⅲ次 55%以上	
人口	類型	3	2	1	0		
50,000人未満	I	I-3	I-2	I-1	I-0		
50,000～100,000人未満	II	II-3	II-2	II-1	II-0		
100,000～150,000人未満	III	III-3	III-2	III-1	III-0		
150,000人以上	IV	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0		

町村

		産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満	
		Ⅲ次 60%以上		Ⅲ次 60%未満			
人口	類型	2	1	0			
5,000人未満	I	I-2	I-1	I-0			
5,000～10,000人未満	II	II-2	II-1	II-0			
10,000～15,000人未満	III	III-2	III-1	III-0			
15,000～20,000人未満	IV	IV-2	IV-1	IV-0			
20,000人以上	V	V-2	V-1	V-0			

(注) 人口は平成27年国勢調査により、産業構造は平成27年国勢調査によった。なお、産業構造の比率は、分母を就業人口総数（分類不能の産業を含む。）とし、分子のⅡ次、Ⅲ次就業人口には分類不能の産業を含めずに算出されている。